

○移動交番車運用要領の制定について(通達)

(令和5年10月12日岡地第307号警察本部長例規)

(概要)

この要領は、移動交番車の効果的な運用を図るために必要な事項を定めたものである。

通達の内容は、

- 1 目的
- 2 任務
- 3 活動計画
- 4 運用要領

等である。